

# 税務相談室

## 休日診療による手当等

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. 医師等のいわゆる休日休診に対処するため、私が加入している医師会では、輪番制で地方公共団体が設置した施設に赴き、同じく地方公共団体が備え付けた器具および医薬品を使用して診療等に当たっています。地方自治体から、この報酬として、患者の数や診療の程度にかかわらず1回の派遣ごとに定額の支払を受けています。この場合の報酬は、事業所得の収入金額となるのですか。
2. 私が加入している医師会では、休日に輪番制で医師個々の診療所を開き、自己の器具および医薬品を使用して診療等を行っています。この場合の診療報酬は私の収入金額となりますが、このほかに地方公共団体から休日診療手当として、定額の支払を受けています。この場合の休日診療手当は、事業所得の収入金額となるのですか。
3. 私は内科の診療所を経営する医師ですが、某私立高校の学校医として月2回、1日4時間程度、健康相談または診療等に従事し、月額3万円の謝礼を受けています。この収入は、私の事業所得に加算しなければなりませんか。

### 回答

1. **自己の責任において独立的に営まれる医業とは認められず、かつ、固定給の性格が強いと認められる場合には給与所得となる。**

医師や弁護士のような、いわゆる自由職業者が役務提供の対価として受けるものは、原則として、それが雇用契約に基づくものであれば給与所得に、委任契約に基づくものである場合には事業所得として取り扱われることとなります。

しかし、實際上、役務の提供形態がこのように判然としている場合は極めてまれで、ほとんどの場合、どちらとも区別しかねるのが実情であろうと思われます。

したがって、このような所得については、その役務の提供に雇用契約に近い拘束（例えば、役務

の内容や時間などに相当の拘束があることなど）があり、かつ、手当等の支払時期や金額があらかじめ一定している、いわゆる固定給の性格が強いものは給与所得とし、それ以外はいずれも事業所得として取り扱うのが合理的と考えられます。

ご質問の場合は、地方公共団体が備え付けた施設、器具および医薬品を使用して診療に当たり、医師に対する報酬の支払基準が患者数や診療の程度にかかわらず定額であるとのことですから、自己の責任において独立的に営まれる医業とは認められず、その報酬はいわゆる固定給の性格が強いと考えられますから、給与所得として取り扱われることとなります。

2. **自己の責任において独立的に営まれる医業の一環と認められる場合には、雑収入として事業所得の総収入金額に算入する。**

ご質問の場合の休日診療は、事業所得の基因となる診療所を開き、自己の器具および医薬品を使用して診療を行い、また、診療に当たっては報酬を得ているとのことですから、自己の責任において独立的に営まれる医業の一環と認められます。

したがって、地方公共団体から支払を受ける休日診療手当は、事業の遂行に伴って生じた収入として事業所得の総収入金額に算入することとなります。

なお、この休日診療手当は、診療に係る収入以外の雑収入として計上することとなります。

3. **固定給の性格が強と思われるので、事業所得ではなく給与所得になる。**

この場合には、現に提供されている役務の実施の外観が、雇用契約の実態と委任契約の実態とのいずれに、もっともふさわしいかを見極めた上で、それぞれの所得を判定することとなるでしょう。

ただ、自由職業者は、もともと委任契約によって役務の提供を行うのが本来の姿といえますから、このような問題が起こるのは、その自由職業者本来の業務の流れから、少しはずれたところで生ずる収入に関するものと思われます。

したがって、このような収入については、その役務の提供に雇用契約に近い拘束があり、かつ、手当等の支払時期や金額があらかじめ一定している、いわゆる固定給の性格が強いものは給与所得とし、それ以外はいずれも事業所得として取り扱うのが合理的な判定方法と考えられます。

ところで、ご質問の場合は、役務の提供の拘束度につき、なお判然としないところはありますが、謝礼金の支払状況からみて、雇用契約の実態が強いため、給与所得として取り扱うのが妥当と考えられます。